

羽生市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要領

第1 目的

羽生市（以下「市」という。）では、ふるさと応援寄附金事業の促進と市の魅力や特産品等のPR等を行うため、市に寄附をされた市外在住の方へ贈呈する（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

第2 協力事業者の要件

協力事業者は、原則として次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品等を提供している、市内に事業所がある法人や個人事業者。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 市から依頼後、速やかに店舗や工場などから直接寄附者に商品等を送付できること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び羽生市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

第3 返礼品の要件

返礼品は、市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされており、かつ市のPRにつながる商品で、次のいずれかの要件に該当するものとします。

- (1) 市の特産品として広く認められているもの
- (2) 市の魅力を「体感できる」「味わえる」もの
- (3) 送付先に安全に送付することができるもの。
- (4) 市から依頼後、速やかに店舗や工場などから直接寄附者に送付できるもの。
- (5) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後7日以上の消費期限が保証されるもの。
- (6) 上記のほか、市長が認めたもの。

2 「第2 協力事業者の要件」及び「第3 返礼品の要件」の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

第4 返礼品の金額

返礼品の金額は梱包代・消費税を含んだものとなります。なお、送料は別途市が負担します。

第5 寄附金額の設定

寄附金額は返礼品の金額が寄附金額の3割以下になるように市が設定します。

第6 協力事業者のメリット

協力事業者には次のメリットがあります。

- (1) 市のふるさと応援寄附のホームページやチラシに返礼品の画像や協力事業者名等が掲載され、市内外の方へPRされます。
- (2) 返礼品の発送時に自社パンフレット等の同封により、PRが可能です。

第7 個人情報の取り扱い

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては羽生市個人情報保護条例（平成13年条例第3号）及び関係法令を遵守してください。

- 2 市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品の自社商品等のパンフレット同封により、直接寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手した個人情報は対象外になります。

第8 募集期間

随時、受付を行います。

第9 申込み

次の書類に必要事項を記入し、申込先まで提出してください。

- (1) 羽生市ふるさと応援寄附金返礼品申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 商品の画像データ

第10 留意事項

次の留意事項について確認してください。

- (1) 返礼品は寄附申込時に寄附者が選び、寄附金の入金を確認した後、寄附者または寄附者が指定する送付先へ送付するものです。提供された商品

が選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 協力事業者は、あらかじめ申し込みをした商品を変更し、または辞退する場合や、商品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には、速やかに市へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止します。
- (5) 市は、協力事業者または返礼品が「第2 協力事業者の要件」及び「第3 返礼品の要件」に適合しなくなったと認める場合、その登録を抹消することがあります。
- (6) 高額寄附者に複数の返礼品を組み合わせて、毎月お贈りするプランなどを市が企画する場合があります。その際の返礼品の選択等については、市に一任していただきます。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとします。

申込み・問合せ先

〒348-0058 羽生市中央3丁目7番5号

羽生市観光プロモーション課

TEL：048-560-3119

FAX：048-562-6117

E-mail：kankou@city.hanyu.lg.jp

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。